

有効期間満了日 令和8年3月31日
熊交企第373号
令和6年10月16日

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

見出しのことについては、別添「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について」（令和6年9月4日付け警察庁丙交企発第80号。以下「本庁通達」という。）のとおり、令和6年5月24日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第1項第2号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第271号）により、本年11月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、自転車の交通事故防止のための規定の整備、運転の定義に関する規定の整備に関するものであり、各所属において本庁通達の内容を確実に把握し、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

なお、熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の改正については、別途通達する。

※ 別添「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。